

諮問番号：平成29年度諮問第11号

答申番号：平成29年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、平成28年6月及び7月の認定（障害等級2級）に係る部分は棄却し、その余の請求は却下されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

耳の聞こえが100デシベル以上であり、聴覚の身体障害者手帳は2級（両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの）であるから、1級の障害の状態にあり、原処分（平成28年6月から特別児童扶養手当の障害等級を2級とする処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされ、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。
- (2) 認定基準によると、乳幼児の聴力については、A B R 検査（聴性脳幹反応検査）又はA S S R（聴性定常反応検査）及びC O R 検査（条件詮索反応検査）を組み合わせるとされているが、同診断書では、A B R 検査により反応がないとされているのみで、C O R 検査は実施していないとされ、聴力レベルのデシベル値を特定できなかったものの、会話による意思疎通は成立しないと記載されていることから、両耳の聴力レベルが90デシベル以上と同程度と認められるとして2級相当と判断し、原処分を行った。
- (3) その後の調査において、C O R 検査を実施していたことが判明したことから、処分庁は、身体障害者診断書の内容も踏まえて囑託医師の再判定を実施し、原処分のうち、平成28年8月以降は障害等級1級とする変更を行った。
- (4) したがって、当該変更により1級とされた同年8月以降については、原処分の取消を求める法律上の利益はないから、却下が相当であり、引き続き2級とされた同年6月及び7月については、違法又は不当な点は認められないから、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、本件審査請求後に必要な調査を行った上で、原処分のうち、平成28年8月以降は障害等級1級と変更したことにより、同月以降については、その取消しを求めるにつき法律上の利益はない。
- 2 原処分のうち、同年6月及び7月の認定は、上記1の変更があっても、障害等級2級の処分としての効力が維持されるどころ、審査請求人が障害等級1級の認定請求をした日は、早くても、同年7月1日とみなされるから、1級の認定をすることはできない。また、認定基準に照らし、同年6月及び7月においては、障害等級2級の状態であると認定した嘱託医及び処分庁の判断に、著しく合理性を欠く点は認められない。
- 3 審査請求人は、同年6月及び7月の認定においても、障害等級1級とすべきであると主張するが、上記2のとおり、この期間については1級の認定をすることはできないから、審査請求人の主張を採用することはできない。
- 4 以上のとおり、原処分のうち、平成28年8月以降の認定（障害等級1級）に係る審査請求は却下されるべきであり、同年6月及び7月の認定（障害等級2級）に係る審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年6月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る聴力の障害の程度は、認定基準によれば、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、ABR検査（脳幹反応検査）を実施し、反応がなかったことが記載されているが、乳幼児である対象児童の聴力レベルを測定するために必要な他の検査は実施されていなかった。また、対象児童の身体障害者手帳に係る診断書をみると、平成28年7月1日付けの確定診断により、障害等級1級の状態にあったことが確認されている。

そして、処分庁は、これらの診断書から、原処分のうち、同年8月以降は、障害等級1級に変更し、同年6月及び7月については、障害等級2級とする原処分を維持したものであるが、かかる取扱いは、特別児童扶養手当の認定請求が医師の診断書を添えて行われ、同手当の支給が認定請求の翌月から始まるとされている法令の規定の趣旨に照らし妥当なものであると認められる。

こうした事実経過からすると、原処分のうち、同年6月及び7月については、聴力の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害等級1級非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきであり、同年8月以降については、既に障害等級1級とされており、これを取り消すべき法律上の利益はないから、同月以降に係る請求は不適法である。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求のうち、同年6月及び7月に係る部分を棄却し、その余の請求を却下するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美